

平成二十四年十二月二十五日付け広島県報（定期）第百一号に登載の広島県告示第九百九十号（漁船保険義務加入事前届出に伴う指定漁船調書の縦覧）の一部を次のように訂正する。

農林水産局水産課長

ページ	行	誤	正
二	後ろから三	境田 健作	境田 建作
七	後ろから一〇	瀬戸田町菰	瀬戸田町荻
八	後ろから五	壇浦 征夫	壇浦 征夫